

## 診療材料適正化業務委託仕様書

本仕様書は、みよし市民病院における診療材料適正化業務の委託に関して、次のように定める。

### 1 業務名

診療材料適正化業務

### 2 業務場所

所在地 みよし市三好町八和田山15番地

名称 みよし市民病院

### 3 履行期間

令和7(2025)年4月1日から令和10(2028)年3月31日まで

### 4 準備期間

事業者の決定から令和7(2025)年3月31日まで

※本業務を円滑に開始するために準備期間を定める。なお、準備期間中の経費については受注者が負担し、業務委託料には含まない。

### 5 業務の目的

診療材料取扱業者との価格交渉、購入、物流倉庫等の管理（あるいは管理支援）、納品等の業務を1者への委託により実施し、より一層の業務効率化及び合理化、購入経費の削減等を行うことを目的とする。

### 6 委託の条件

#### (1) 基本事項

ア 医療の質の向上及び安全を確保し、患者へのサービスの向上ができること。

イ 業務パートナーとして、発注者の立場に立った業務運営ができること。

ウ 発注者の経営の合理化及び効率化、継続的なコスト縮減による経営改善に貢献できること。

エ 医療スタッフとの協調を重視し、信頼を確保できること。

オ 当該業務の運営を支障なく開始できるよう運営準備を進め、令和7(2025)年4月1日から適正に業務を開始できること。

カ 当該業務に関し、準備期間及び業務開始後も受注者及び発注者のスタッフに対する周知、教育が徹底できること。

キ 医療スタッフが本来業務に専念できること。

ク 診療材料を一括調達し、発注者に納品できること。

ケ 物流倉庫における貯蔵品は原則として買取方式とする。

コ 契約締結日における購入価格については、原則として令和6(2024)年12月1日時点の購入価格以下とする。ただし、市場価格の変動には対応すること。

サ 業務時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）は常時連絡できる体制を取ることとし、連絡体制及び担当者等を企画提案書に明記すること。

シ 物流管理委員会への定期的な状況報告を行うこと（委員会への出席を含む）。

ス コスト削減については、できる限り具体的な数値によって企画提案すること。

(2) 調達に関する事項

- ア 発注者が必要とする診療材料、併せて新たな診療材料の要求に対応できること。
- イ 計画的及び効率的に価格交渉を行い、適正な価格で調達できること。
- ウ 市場価格、価格交渉の結果については、公正かつ公平に行い透明性を確保するため、発注者に定期的に開示すること。
- エ 購入価格については、年1回以上見直すこと。
- オ 償還価格の改定があった場合は、その都度、該当品の購入価格を見直すこと。
- カ 価格の決定については、発注者と受注者の協議の上で決定する。
- キ 診療材料の品目選択については、発注者と受注者の協議の上で決定する。
- ク 手術室、血管撮影室等で使用する持込材料にも原則として対応できること。
- ケ 対応できない診療材料がある場合は、必ず企画提案書に明記すること。
- コ 他の受注実績医療機関での共同購入によるメリットについて、発注者が享受できること。

(3) 納品に関する事項

- ア 常に業務に支障の生じることがないように、発注等に対して、各部署には直納品、物流倉庫には貯蔵品が納品できること。
- イ 原則週2回の発注に対して、直納品（各部署へ納品）と貯蔵品（物流倉庫へ納品）への配達体制を企画提案すること。
- ウ 大規模事故、災害等の緊急時に発注者が必要とする物品をできる限り迅速に納品できること。
- エ 業務時間内の緊急受注及び業務時間外の受注に対応できること。
- オ 納品について発注者側が検収できる方法で行うこと。

(4) 管理に関する事項

- ア 管理の対象は、原則として物流倉庫（貯蔵品）とするが、手術室や血管撮影室等の物品についても企画提案することは可とする。
- イ 物流倉庫の管理については、簡易型医療材料管理システムの導入の有無を企画提案書に明記すること。
- ウ 簡易型医療材料管理システムを導入する場合は、導入にかかる準備、管理方法、導入による効果等について企画提案書に明記すること。
- エ 簡易型医療材料管理システムを導入しない場合は、物流倉庫の管理に対する支援について企画提案書に明記すること。
- オ 常に適正な品質を確保できるように努めること。

(5) クレーム処理対応に関する事項

- 不具合等のクレーム処理に、迅速かつ誠実な対応ができること。

(6) 情報提供及び改善支援に関する事項

- ア 発注者と定期的に協議し、同種同効品の整理及び発生防止、新規採用の適正化等を提案・支援できること。
- イ 新技術や新製品等の医療機能の向上に資すると思われる情報を適宜提供すること。
- ウ 経営管理の上で必要なデータは随時提供し、分析による改善提案ができること。

## 7 その他

- (1) 業務により知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (2) この仕様に定めのない事項又はこの仕様に疑義を生じた場合は、双方協議の上で定めるものとする。